

# 一般社団法人日本予防医学会会則

## 総 則

### (名称)

この法人は、一般社団法人日本予防医学会と称し、英文では Japanese Society of Preventive Medicine(略称「JSPM」)と表示する。

### (目的)

この法人は、現代医療をはじめ機能性を有する食品や漢方・鍼灸、生活習慣や環境などの健康に対する影響、その他疾病予防効果について科学的な研究等を行うとともに公衆衛生に関する調査・研究を行う。こうした調査・研究の結果などを踏まえながら、疾病予防及び公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な国民生活の建設、また、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会等を構築していくものとする。そのことにより、不特定多数の者の福祉の増進並びに医療費の削減等公益の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を目的とする事業
- (2) 保険、医療又は福祉に関する産学共同研究及び開発並びにこうした研究・開発結果の普及を目的とする事業
- (3) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (4) 学術総会の開催及び学術雑誌を刊行する事業
- (5) 予防医学の指導に関する事業
- (6) 高齢者福祉の増進を目的とする事業
- (7) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- (8) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 会 員

### (種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学院学生又は大学生
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

### (入会)

正会員、一般会員又は学生会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員、一般会員又は学生会員となる。

(入会金及び会費)

種 類	法人・個人の別	入 会 金	会 費
正 会 員	個 人	20,000 円	20,000 円
	法 人 1口以上	100,000 (1口分)	500,000 (1口分)
一般会員	個 人	5,000	10,000
	法 人 1口以上	50,000 (1口分)	100,000 (1口分)
学生会員	学 生	-	5,000

(任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

平成24年5月23日